

災害時における協定の締結

▼目的

災害時に積極的、効率的な協力が得られるよう、あらかじめ協力内容等について協議し、災害時の応急対策等を迅速かつ円滑に実施する。

▼災害時における緊急物資輸送等に関する協定

(1) 締結先：佐川急便株式会社関東支社（江東区東雲二丁目13番32号）

(2) 主な協定内容：

- ▶ 物資等の輸送、保管
- ▶ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、出庫等
- ▶ 緊急物資輸送等に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材等の供給
- ▶ 物資輸送拠点運営における人員の派遣

(3) 協定締結予定日：9月～10月

▼災害時の歯科医療救護活動についての協定（再協定）

(1) 締結先：一般社団法人東京都中野区歯科医師会（中野区中野二丁目14番17号）

(2) 主な再協定内容：

- ▶ 医事紛争の処理に関する記載を追記
- ▶ 歯科救護活動により生じた第三者に対する損害に関する賠償方法等の記載を追記

(3) 協定締結予定日：9月